

発委第1号

伊賀市補助金等適正化条例の一部改正について

伊賀市補助金等適正化条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年3月22日提出

提出者 伊賀市議会総務常任委員会
委員長 百上 真奈

記

伊賀市補助金等適正化条例の一部を改正する条例

伊賀市補助金等適正化条例（平成26年伊賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次年度当初予算」を「予算」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度の決算を議会に提出する場合における伊賀市補助金等適正化条例第7条の規定による提出及び公表は、この条例による改正前の伊賀市補助金等適正化条例第5条の規定により資料を提出した補助金等について行うものとする。